

みやた訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人宮田医院が開設するみやた訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 みやた訪問看護ステーション
- ② 所在地 茨城県筑西市丙 58 番地 3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する、従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者はステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実践状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員 2.5人以上

指定訪問看護等の提供に当たる。また、看護職員は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護計画および訪問看護報告書の作成)

第6条 訪問看護サービスの提供方法は次の通りとする。

看護職は医師が交付した指示書に基づき、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて療養上の目標を達成するための具体的な訪問看護サービス内容等を記載した訪問看護計画を作成し訪問看護サービスを提供する。

- (1) 訪問看護等は既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。なお、訪問看護計画書を作成した後に居宅サービス計画された場合は当該訪問看護計画書が居宅サービス計画書に沿ったものであるか確認し必要に応じて変更する。
- (2) 看護職員は訪問看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ることとする。
- (3) 看護職員は訪問看護計画書を作成した際には当該訪問看護計画書を利用者に交付する。
- (4) 看護職員はそれぞれの利用者について、訪問看護計画書に沿ったサービスの提供状況及び目標の達成状況の記録を行う。

2 訪問看護報告書について

看護師等は、訪問日、提供した訪問看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・心身の状況観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以内 250円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 基本料金に1キロメートルあたり50円を加算
ただし交通費の上限は1,000円とする。

3 死後の処置料は、10,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、筑西市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情対応)

第11条 ステーションは、サービス提供等に係る利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供したサービスに関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 ステーションは、苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあたっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の守秘義務)

第13条 事業者及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の個人情報について遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1)事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)事業者における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3)事業者において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 ステーションは利用者の対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人宮田医院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。